

## 重要有形民俗文化財修理・防災事業費国庫補助要項

昭和 54 年 5 月 1 日  
文化庁長官裁定  
平成元年 5 月 29 日  
平成 2 年 6 月 8 日  
平成 3 年 5 月 9 日  
平成 10 年 11 月 20 日  
平成 17 年 4 月 1 日  
平成 20 年 4 月 1 日  
平成 30 年 4 月 1 日  
平成 31 年 4 月 1 日  
令和 2 年 4 月 1 日  
改 正

### 1. 趣旨

この要項は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 83 条の規定に基づき、重要有形民俗文化財の管理又は修理に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、重要有形民俗文化財の所有者又は管理団体とする。

### 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業（これらの事業の施行上必要な調査事業を含む。）とする。なお、（2）ア及びイについては、地方公共団体が補助事業者で修理が完了する翌年から 5 ヶ年について収入増加が見込まれる場合、又は 2. の補助事業者で保存活用地域計画若しくは保存活用計画で具体的な活用方策が記載されている場合、優先採択等の措置を講じる。

#### （1）管理事業

- ア 火災警報設備、消火設備、避雷設備、防盗防犯設備の設置工事
- イ 鳥虫害防除工事
- ウ 災害復旧工事

#### （2）修理事業

- ア 解体修理、屋根葺替、塗装修理、移築修理、その他保存のために必要な修理工事
- イ 腐蝕等防除及び保存箱の新調並びに修理工事
- ウ 災害復旧工事

#### （3）保存活用計画の策定（ただし、策定後に修理・防災事業を行うものに限る。）

### 4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

なお、修理事業（災害復旧工事を除く）については、総事業費から修理が完了する翌年から 5 ヶ年における収入増加見込額の合計額を除いた額を補助対象経費とする。

#### （1）主たる事業費

- ア 修理工事及び附帯工事経費
- イ 防災設備工事経費
- ウ 情報発信経費
- エ 設計料及び監理料
- オ 保存活用計画策定経費

#### （2）その他の経費

- ア 報告書印刷経費（特に必要と認める場合に限る。）
- イ 事務経費

### 5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の 50 % とする。

(1) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

(2) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の5分の4とする。

(3) 補助事業が災害復旧事業として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。

(別 紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説 明
重要有形民俗文化財修理・防災事業	修理工事及び附帯工事費  防 災 設 備 工 事 費 (鳥害虫等防除費)  情 報 発 信 経 費  設 計 料 及 び 監 理 料  保 存 活 用 計 画 策 定 経 費	重 要 有 形 民 俗 文 化 財 修 理 工 事		重 要 文 化 財 修 理 、 防 災 事 業 費 国 庫 補 助 要 項 別 紙 に 準 ず る	
	事 务 経 費	事 务 費		重 要 文 化 財 修 理 、 防 災 事 業 費 国 庫 補 助 要 項 別 紙 に 準 ず る	
その他の経費					